

第77号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立八潮在宅サービスセンター
所在地 東京都品川区八潮五丁目10番27号
- (2) 名 称 品川区立大井在宅サービスセンター
所在地 東京都品川区大井四丁目14番8号
- (3) 名 称 品川区立中延在宅サービスセンター
所在地 東京都品川区中延六丁目8番8号

2 指定管理者

名 称 社会福祉法人品川総合福祉センター
代表者 理事長 永田 元
所在地 東京都品川区八潮五丁目1番1号

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(説明) 八潮在宅サービスセンター外2施設の指定管理者を指定する必要がある。